

# 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分) 対象区分等確認フローチャート

給付金の対象となるかどうかは、ご家庭の状況によって異なります。  
このフローチャートでご確認のうえ、必要な申請をしてください。

スタート  
令和5年3月分の児童扶養手当を受給している

はい

① 申請は不要です。

対象児童1人あたり  
5万円を支給

《支給日》

■令和5年3月分児童扶養手当  
受給者の方

令和5年5月29日(月)

■令和5年4月分新規児童扶養  
手当受給者の方

令和5年6月21日(水)

《支給口座(共通)》

児童扶養手当受給口座

いいえ

令和5年4月分の新規児童扶養手当  
を受給している

はい

① 申請は不要です。

対象児童1人あたり  
5万円を支給

いいえ

令和5年3月に  
公的年金を受給  
している

はい

令和5年2月28日時点でひとり親(☆)  
であり、令和3年の収入が、児童扶養手  
当を受給している方と同じ水準(★)と  
なっている

はい

② 申請が必要です。

対象児童1人あたり  
5万円を支給

右上に  
ピンク  
と書かれた  
申請書に記入してください。

いいえ

☆「ひとり親」とは、父母が離婚した児童や父又は母が死亡した児童  
などを監護等する父母等のことをいいます。

いいえ

申請時点でひとり親(☆)であり、食費等の物価高騰の影響に  
より家計が急変し、急変後1年間の収入見込みが児童扶養  
手当を受給している方と同じ水準(★)となっている

はい

③ 申請が必要です。

対象児童1人あたり  
5万円を支給

右上に  
みずいろ  
と書かれた  
申請書に記入してください。

いいえ

給付金の対象  
とはなりません

※「収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準」とは、扶養親族の人数に応じて、申請者の年間収入額が以下の表の限度額を下回ることをいいます。

※申請者本人の年間収入額が以下の表の限度額未満であっても、同居の扶養義務者等がいる場合、その方の年間収入額も以下の表の限度額を下回る必要があります。

扶養親族等の人数	父母等	孤児等の養育者/扶養義務者等	扶養親族等の人数	父母等	孤児等の養育者/扶養義務者等
0人	3,114,000円	3,725,000円	3人	4,600,000円	5,150,000円
1人	3,650,000円	4,200,000円	4人	5,075,000円	5,625,000円
2人	4,125,000円	4,675,000円	5人	5,550,000円	6,100,000円

※「扶養義務者等」とは、申請者と同居する配偶者や申請者の父母、祖父母、子等の直系血族及び兄弟姉妹をいいます。

※扶養親族が6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算してください。